



2022年10月31日

各位

会社名 株式会社サイエンスアーツ  
代表者名 代表取締役社長 平岡 秀一  
(コード番号 4412 東証グロース)  
問合せ先 取締役管理本部長 松田 拓也  
(TEL 03-5846-9670)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年11月29日開催予定の第19回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)2022年10月14日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第19回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第51条(剰余金の配当等の機関決定)を変更するとともに、現行定款第49条(期末配当金)及び現行定款第50条(中間配当金)を削除するものです。
- (3)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (4)上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

### 3. 日程

(1)定款変更のための株主総会開催日 2022年11月29日(予定)

(2)定款変更の効力発生日 2022年11月29日(予定)

以上

### 別紙

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</b></p> <p><u>当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第19条(取締役の員数)</b></p> <p>当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第20条(取締役の選任)</b></p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削除)</p> <p><b>第14条(電子提供措置等)</b></p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><b>第19条(取締役の員数)</b></p> <p>1. 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、6名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p><b>第20条(取締役の選任)</b></p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p>

<p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>第21条(取締役の任期)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. <u>補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条(代表取締役等)</p> <p>1. 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、代表取締役の中から社長を<u>選任</u>する。</p> <p>3. 取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を<u>選任</u>することができる。</p> <p>第25条(取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発送する。</p> <p>2. 取締役及び<u>監査役</u>の全員一致の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。</p> <p>第27条(取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項</p>	<p>2. ～ 3. (現行どおり)</p> <p>第21条(取締役の任期)</p> <p>1. (現行どおり) (削除)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条(代表取締役等)</p> <p>1. 取締役会は、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、代表取締役の中から社長を<u>選定</u>する。</p> <p>3. 取締役会は、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>第25条(取締役会の招集通知)</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発送する。</p> <p>2. 取締役の全員一致の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。</p> <p>第27条(取締役会の決議の省略)</p> <p>取締役が取締役会の決議の目的である事項に</p>
---	--

について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。

(新設)

#### 第28条(取締役会議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第29条(取締役会規程)

(条文省略)

#### 第30条(取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第31条(取締役の責任免除)

(条文省略)

### 第5章 監査役及び監査役会

#### 第32条(監査役及び監査役会の設置)

当社は監査役及び監査役会を置く。

#### 第33条(監査役の数)

当社の監査役は、4名以内とする。

#### 第34条(監査役の選任)

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任す

について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第28条(業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第29条(取締役会議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第30条(取締役会規程)

(現行どおり)

#### 第31条(取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

#### 第32条(取締役の責任免除)

(現行どおり)

### 第5章 監査等委員会

#### 第33条(監査等委員会の設置)

当社は監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

<p>る。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第35条(監査役の任期)</b></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><b>第36条(常勤の監査役)</b></p> <p><u>当社は、監査役の互選によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><b>第37条(監査役会の招集通知)</b></p> <p><u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><b>第34条(監査等委員会の招集通知)</b></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><b>第38条(監査役会の決議の方法)</b></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><b>第35条(監査等委員会の決議の方法)</b></p> <p><u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p><b>第39条(監査役会の議事録)</b></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p><b>第36条(監査等委員会の議事録)</b></p> <p><u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p><b>第40条(監査役会規程)</b></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><b>第37条(監査等委員会規程)</b></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><b>第41条(監査役の報酬等)</b></p> <p><u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><b>第42条(監査役の責任免除)</b></p> <p>1. 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、<u>善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p><b>第6章 会計監査人</b></p>	<p><b>第6章 会計監査人</b></p>
<p><b>第43条(会計監査人の設置)</b> (条文省略)</p>	<p><b>第38条(会計監査人の設置)</b> (現行どおり)</p>
<p><b>第44条(会計監査人の選任)</b> (条文省略)</p>	<p><b>第39条(会計監査人の選任)</b> (現行どおり)</p>
<p><b>第45条(会計監査人の任期)</b> (条文省略)</p>	<p><b>第40条(会計監査人の任期)</b> (現行どおり)</p>
<p><b>第46条(会計監査人の報酬等)</b> 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p><b>第41条(会計監査人の報酬等)</b> 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p><b>第47条(会計監査人の責任免除)</b> (条文省略)</p>	<p><b>第42条(会計監査人の責任免除)</b> (現行どおり)</p>
<p><b>第7章 計算</b></p>	<p><b>第7章 計算</b></p>
<p><b>第48条(事業年度)</b> (条文省略)</p>	<p><b>第43条(事業年度)</b> (現行どおり)</p>
<p><b>第49条(期末配当金)</b> 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録さ</u></p>	<p>(削除)</p>

れた株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

#### **第50条(中間配当金)**

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

#### **第51条(剰余金の配当等の機関決定)**

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(新設)

#### **第52条(期末配当金等の除斥期間)**

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(新設)

(新設)

(新設)

(削除)

#### **第44条(剰余金の配当等)**

1. 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
2. 当社は、毎年2月末日又は8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)をすることができる。

#### **第45条(配当金の除斥期間)**

1. 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。

#### **附則**

##### **第1条(監査役の実任免除に関する経過措置)**

1. 当社は、第19回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第19回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>以上</p>	<p><u>会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u></p> <p><b>第2条(電子提供措置等に関する経過措置)</b></p> <p><u>1. 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第19回定時株主総会の決議による変更前の定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>以上</p>
-----------------------------------	--